

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">J Aキャッシュカード規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額、届出の氏名、暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(5) カードによる窓口での入金および払戻しは、カード読取装置設置窓口のみの取扱いとします。</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">J Aキャッシュカード規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額、届出の氏名、暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">J Aキャッシュカード<普通貯金無利息型>規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額、届出の氏名、暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(5) カードによる窓口での入金および払戻しは、カード読取装置設置窓口のみの取扱いとします。</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">J Aキャッシュカード<普通貯金無利息型>規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額、届出の氏名、暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">I Cカード規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従って</p>	<p style="text-align: center;">I Cカード規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従って</p>

(改正後)	(改正前)
<p>ください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(5) カードによる窓口での入金および払戻しは、カード読取装置設置窓口のみの取扱いとします。</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p>ください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">法人用ICカード規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(5) カードによる窓口での入金および払戻しは、カード読取装置設置窓口のみの取扱いとします。</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年12月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">法人用ICカード規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の法人名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</p> <p>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</p> <p>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>